50 社会福祉施設における運営費の運用について

運営費に係る執行の弾力化については、平成17年1月28日付け雇児発第0128001号他「「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について」により、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長並びに老健局長連名による通知がありました。

この通知に基づく運営費の弾力運用は、入所者の処遇等施設の最低基準等の諸条件が十分確保されている施設において、適正な施設運営に支障がない場合に限り認められるものでありますので、その趣旨を十分理解の上、施設の健全な運営に努めてください。

大阪府としては、適正な弾力的運用を図るため、次の項目に該当するような場合には本職あて協議等を要することとしておりますので、事務処理に遺漏のないようにしてください。

項 目	手続	弾力運用 の要件	協議・報告先
1. 施設経理区分の人件費積立金、修	事前に	- ,,,	○保護施設
		局長通知	
繕積立金及び備品等購入積立金をそ は び かのほか 日 かいけ に 佐田 トス 田	承認	の1の(4)	→社会援護課 社会援護グループ
れぞれの積立目的以外に使用する場		について	O # 1 1 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
合 // // // // // / / / / / / / / / / /		のみ要件	○老人福祉施設(介護保険施設
(修繕積立金及び備品等購入積立金		を満たさ	を除く)
を国庫補助事業及び民間補助事業の		ない場合	→高齢介護室介護事業者課 施
設置者負担金分に充当する場合を含			設指導グループ
む。)			
2. 使用する施設経理区分の前期末支	事前に	局長通知	○身体障害者更正援護施設(支
払資金残高の取崩しが当該施設経理	承認	の1の(4)	援費施設を除く)
区分の収入予算額の3%を超える場		について	○児童福祉施設
合		のみ要件	(知的障害児・同通園施設、
(自然災害その他止むを得ない事由		を満たさ	肢体不自由児・同通園施設、
によりその取崩しを必要とするもの		ない場合	肢体不自由児療護施設、重症
と認められる場合を除く。)			心身障害児施設)
3. 運営費のうち民間施設給与等改善	年度終	局長通知	→障がい福祉室生活基盤推進課
費管理費加算額に相当する額を限度	了後 3	の1の(4)	推進グループ
として施設の整備等に係る経費に充	ヶ月以	について	
当した場合	内に報	のみ要件	○児童福祉施設
	告	を満たさ	(乳児院、児童養護施設、情
		ない場合	緒障害児短期治療施設)
4. 施設経理区分において発生した運	年度終	局長通知	→子ども室家庭支援課
用収入を施設の整備等に係る経費及	了後 3	の1の(4)	育成グループ
び法人本部の運営に要する経費に充	ヶ月以	について	
当した場合	内に報	のみ要件	○児童福祉施設
	告告	を満たさ	(母子生活支援施設)
		ない場合	○婦人保護施設
		5. WI	→子ども室家庭支援課
			家庭福祉グループ

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」【抜粋】

- 1 弾力運用が認められる要件について
- (1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号・社援発第 1274 号・老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)及び関係法令等に基づく当該施設の監査において、適正な法人運営が確保されていると認められること。
- (2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知)など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。
- (3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。
- (4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。
 - ① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。
 - ② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成 16 年 5 月 7 日雇児 発第 0507001 号・社接発第 0507001 号・老発第 0507001 号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、 その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

(別表1)

- 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成 12 年 10 月 25 日社援 第 2395 号)
- 2 障害福祉施設等に係る指導監査について (平成15年3月28日障発第0328016号)
- 3 老人福祉施設に係る指導監査について(平成12年5月12日老発第481号)
- 4 児童福祉行政指導監査の実施について(平成12年4月25日児発第471号)